

第79号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表農業参入意向企業調査研究支援資金の項中「合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社」を「株式会社及び持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）」に改め、同表新規自営漁業者定着支援資金の項中「島根県漁業協同組合連合会が設置する島根県漁業就業者確保育成センター」を「漁業協同組合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。